

政府は「紡績業者に對して、一ヶ月最低四日の休日を義務的に課して、失業の緩和を計るために、右除外例條文を削除せざることを一種の交換條件として居る」と。

思ふに、休日は何時でも廢止することが出来るが、法文の改正に依つて、労働時間の短縮を行ひ、これを「制度」化する事は、資本家の必要とする場合時間延長を行ふことが困難となるが爲であらう。然し吾人は一日、乃至三日の休日を少くするにしても、右法文改正の要求を主張する。未曾有の極短時代に、時間延長の除外例を設けることが矛盾の甚だしきものであるのみならず、労働階級の當面の利害より見ても、これが貫徹の必要を痛感する。

三等郵便局の請負制度反對に關する件

これに就いて逕信省より、昭和六年七月卅一日逓友同志會に對し文書を以て左の如き回答があつた。

「逓信機關の増設維持の爲には多額の經費を要し、之が施設は、國家財政の關係に累せらるゝこと著し、然りと雖も、逓信機關の普及すると否とは、國民經濟及文化の消長に至大なる關係を及ぼすものなるに就き、徒に國家財政に制肘せらるゝの故を以て、これが増設を見合はずは採るべき策に非ずとし、逓信制度創設と共に、三等局制度に依り機關の普及に努めたる次第にして、今若し本制度を廢止することとせんが、將來に於ける局の新設費及び維持費並に既設三等局の直轄局改定費等に極めて多額の經費を要することとなるを以て、斯くの如きは到底實現困難とするところなり。但し三等局制度は利用の狭小なる地域に在り、且つ事務少量なるものにて効果あるに付き、土地の繁榮取扱數量増加等環境の變移に應じ漸時直轄局に改定の方針なり、尙ほ三等局従業員の待遇の問題に關しては、平素監督並に經營の兩方面より本制度に伴ふべき弊害を生ぜざる様、留意しつゝあるに就き、申出の如き憂は有せざるものと思料す」

官業共済組合法人化に關する件

本件は、鐵道省、陸軍省、海軍省、逓信省等全般に亘る問題であるから、我同盟に加盟する逓友同志會は、各省の労働組合と協力してこの目的實現の爲に努力して居る。昭和六年七月卅一日逓信省の回答左の如し。
「本件は當省限りの問題に非ず、官業共済組合全般に關係する事項なるが故に、各省共済組合に於て聯合審議中たり」
寄宿舍制度改善に關する件

官業共済組合法人化に關する件

決議された諸項目中、組合の基礎充實しつゝあるところに於ては、漸時實現を見つゝある傾向に在る。
組合員にして失業したるもの、組合費を一定期間免除する規定を組合規約中に設定を勧告する件
事實上各組合に於て、漸時實現しつゝある。

團際労働條約批准に關する件

第十二回團際労働總會に於て採擇せられたる「船舶に依り運送せらるゝ重包裝重量表示に關する條約案」は、昭和六年三月十六日に批准せられた。その理由は、我國内地に於ては、昭和五年七月一日より、重貨物量標示に關する内務省令が施行されて居り、又、殖民地に於ては、樺太、八月一日より、南洋委任統治諸島に於ては九月一日より、朝鮮に於ては十一月十五日より、内務省令と同趣旨の内容を有する夫々行政官廳令が施行されて居るからである。

官業民營絕對反對の件

民營案は遂に法律案となるに至らず、完全に弾られ吾人の目的は達せられた。然し乍ら、將來必ず再び現はるべき危険あるに付き充分なる監視を要す。

解雇手當管理組合設立に關する件

本件に就いては、特別委員會は、管理組合を健實に發達せしむるには、該組合に、相當額の基本金の必要を認めたとあるが、本部財政の現状として、遺憾乍ら、この實現を延期するの止むなきに至つた。今後可及的速かに、その事業細目を起草し、具體化の爲に努力する豫定である。

労働者保護法制定要求の件

第五十九議會に於て、労働者災害扶助法、労働者災害扶助責任保險法案、労働者災害扶助責任保險特別會計法案の三案通過し、同施行令も原案作製され、労働立法促進委員會に對し、諮問があつたので、同委員會常任委員松岡吉の名を以て左の如く答申した。(同法及施行令は附録参照)

災害扶助法並に同責任保險施行令案改正に關す回答要目

- 一、港灣、河川に於ける船員及船夫並一般の自動車、飛行機、飛行船、人車、牛馬車に依る運輸業、牛乳、新聞の配達